

平成30年度 身体障害者更生相談 実施要領

1. 目的

身体障害者福祉法第11条第2項および第3項の規定に基づき、身体障害者および難病者等の福祉の増進を図るために、身体障害者更生相談による医学的判定等を行い、併せてその更生に必要な総合的かつ専門的な相談に応じ、もって身体障害者および難病患者等の自立と社会参加を促進することを目的とする。

2. 実施主体

滋賀県立リハビリテーションセンター

「滋賀県身体障害者更生相談所」 (※以下、「更生相談所」という)

3. 実施方法

(1) 実施計画

市福祉事務所および町との調整により設定した「平成30年度身体障害者更生相談 実施予定表」により実施するものとする。

(2) 相談等の内容

身体障害者および難病患者等に対して次の相談等に応じるものとする。

- ① 義肢・装具、車いす、補聴器などの交付および装用についての相談ならびに医学的判定（補装具相談・判定）
- ② 障害の軽減や機能改善のための医療に関する相談（更生医療相談）

(3) 巡回相談の体制

原則として「更生相談所」職員（身体障害者福祉司・保健師・理学療法士等）がこれを行う。

医学的判定については判定科目ごと（肢体不自由および聴覚障害）に相談判定医師1名が参加する。

また、聴力検査の相談においては、必要に応じ聴力検査を行う。

(4) 援護の実施機関との関係

当事業は身体障害者および難病患者等の更生援護に資するものであり、援護の実施機関である市福祉事務所および町との緊密な連携のもとに実施するものとする。

(5) 関係機関の協力

各関係機関が発行する広報紙への掲載等を通じて、関係者への周知を図る。

(6) 当事者への通知等

市福祉事務所および町は、管内の身体障害者および難病患者等への周知を行うとともに、巡回相談の利用について便宜を図るものとする。

なお、巡回相談は原則予約制とし、市福祉事務所および町は、実施日の1週間前には相談者の概要等を更生相談所に連絡するとともに、予約後に当事者へ必要な通知を行うものとする。

(7) 会場の設営等

当日の会場準備については更生相談所がこれを行う。
相談や判定のために必要な部屋数等の調整については、会場ごとに適宜行う。

(8) 受付時間および受付場所

巡回相談の受付時間および受付場所は「平成30年度身体障害者更生相談実施予定表」に記載するところによる。

4. 実施後の処理

「更生相談所」は相談・検査および医学的判定の結果を記録に残すとともに、判定書交付決裁時に関係書類として添付するものとする。

5. その他

この実施要領に定めのない事項については、必要に応じ市福祉事務所および町、その他関係施設と協議して実施するものとする。

